

令和 7 年度 第 2 回門真市空家等対策協議会

議題 3 : 周知方法と空家等管理活用支援法人について

空家等管理活用支援法人の指定に向けて

本市の空家等管理活用支援法人制度の方針

委員意見を踏まえた方針

近隣市町村など適正な対象規模は
どのようなものか

申請をスムーズにする方法を
考える可能性はあるのか

堺市の事例は、
1つの主体がワンストップでカバーできること
が大きく、多様な主体が連携している

市が民間団体を推奨するのか、
法人から申請されるのを待つのか

空き家相談の窓口を
開設できればと思う

行政との信頼関係と価値観を共有し、
所有者等と対話ができる法人となるよう、
基準作りを慎重に検討いただくのが良い

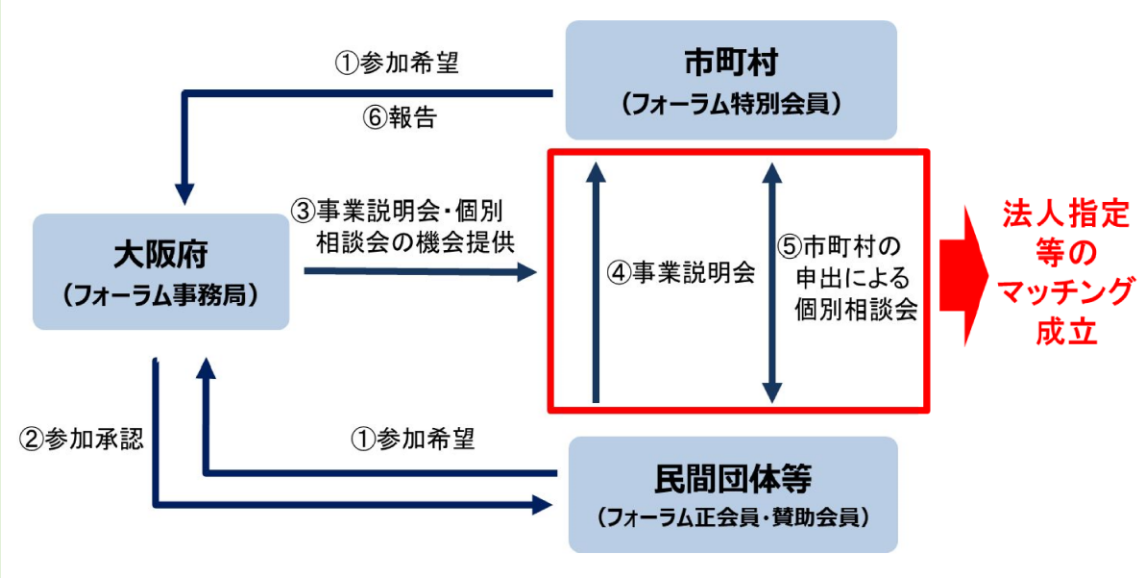


- ・空家等管理活用支援法人を承認するにあたって、以下の2点を重視
 - ① 複数のサービス等を一括で提供できること
 - ② 本市及び他自治体と連携しながら空家等対策を推進できること
- ・堺市の事例を参考に、本市周辺における適切な団体の有無を調査し、堺市に対して承認までの手順のヒアリングを実施

本市周辺における適切な団体の調査

【大阪府における方針】

大阪住まい活性化フォーラムと連携し、
市町村及び支援法人になり得る民間団体等とのマッチングを引き続き実施



出典：「空家対策に係る各種制度等運用マニュアル（空家等対策に係る技術的助言）別冊 7 空家等管理活用支援法人の活用等の考え方」（大阪府・令和 7 年 3 月最終更新）

【本市の方針】

支援法人の指定条件を検討したうえで、
大阪住まい活性化フォーラムでの事業説明会に参加

支援法人の指定条件の検討

全国の支援法人の指定及び活動状況（令和 7 年度 3 月末時点）

支援法人の事業内容	自治体数	割合
空家法第24条に規定する業務	18	35.3%
空家把握	2	3.9%
調査研究	1	2.0%
適正管理業務(巡回管理)	4	7.8%
周知・普及啓発(全般)	8	15.7%
相談窓口	19	37.3%
相談会・セミナー	12	23.5%
空家バンク	2	3.9%
マッチング	1	2.0%
不明	14	27.5%
指定自治体数	51※	100.0%

※事業内容は重複あり

支援法人の指定条件の検討

支援法人の事業内容の事例 ①

市町村名	法人名	空家把握	調査研究	適正管理 業務 (巡回管理)	周知・普及 啓発	相談窓口	相談会・ セミナー	空家バンク	マッチング	その他支援
愛知県 豊田市	(NPO)あいち 空き家修活相談 センター					電話や メールでの 相談	セミナー		※	定例会での 情報共有、 報告
	マイクロベース (株)		空き家予測 システム 提供							ワークショッ プ
茨城県 桜川市	(公社)茨城県宅 地建物取引業協 会(県西支部)					所有者等 からの 個別相談 対応	相談会		空家等活用 促進区域内 の物件の売 買、賃貸の マッチング	
高知県 中土佐町	(合同)なかとさ LIFE	空き家の全 戸調査								「空き家 マッチング ツアー」の 委託

※現地の打合せや対応業者への紹介、現地立ち会い（解体・媒介等）

支援法人の指定条件の検討

支援法人の事業内容の事例 ②

市町村名	法人名	空家把握	調査研究	適正管理 業務 (巡回管理)	周知・普及 啓発	相談窓口	相談会・ セミナー	空家バンク	マッチング	その他支援
東京都 調布市	(NPO)空家・空地管理センター			空き家の 適正管理 業務	空き家問題 に関する 情報発信	空き家等 相談窓口 業務	セミナー			他自治体との空き家施策広域連携事業
栃木県 栃木市	(NPO)スマイル			空家等の 適正管理 業務	空家等の問題に関する 情報発信	空家等 相談窓口 業務	セミナー			弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会福祉士等の資格を有する者と連携した空家等の対策業務

支援法人の指定条件の検討

支援法人の事業内容の事例 ③

市町村名	法人名	空家把握	調査研究	適正管理 業務 (巡回管理)	周知・普及 啓発	相談窓口	相談会・ セミナー	空家バンク	マッチング	その他支援
新潟県 柏崎市	(NPO)aisa				意識啓発 業務	空家等の利 活用に係る 相談対応及 び情報提供 に係る業務		空き家バン ク運営業務		
和歌山県 橋本市	(一社)ミチル空 間プロジェクト			空き家巡回 管理サービ ス事業によ る巡回管理 の実施		電話相談、 オンライン 相談	市が開催す る空家セミ ナー相談会 への講師、 相談員の 派遣			現地内覧会 の開催、空 家等活用促 進区域の設 定の提案

支援法人の指定条件の検討

事例① 堺市

支援法人に求める 主な業務内容

- ・ 空き家の利活用に向けた相談対応及び伴走的な支援
 - ・ 空き家を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組
- ※「伴走的な支援」とは、空家等管理活用支援法人が相談を受けてから課題解決に向け、一貫して包括的・継続的に相談者を支援すること

指定の基準

- ・ 申請者が、空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、又は一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人であること。
- ・ 堺市内に主たる事務所又は従たる事務所を有すること。
- ・ 市内において、過去5年以上、空家等対策に取り組んだ実績を有すること。
- ・ 少なくとも宅地建物取引士、弁護士、司法書士及び建築士の資格を有する者が所属する法人であること。
- ・ 大阪府知事が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人に所属し、住宅確保要配慮者に対する居住支援に従事する者が所属する法人であること。

出典：「堺市空家等管理活用支援法人指定基準等」（堺市・令和7年1月）

事例② 調布市

指定の方針 （業務内容）

- ・ 空き家等相談窓口業務（既存の協定団体との連携）
- ・ 空き家問題に関する情報発信やセミナー等啓発事業
- ・ 空き家の適正管理業務
- ・ 他自治体との空き家施策広域連携事業

出典：「調布市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱」（調布市・令和6年2月） 7

支援法人の指定条件の検討

支援法人の指定の方針案

支援法人に求める
主な業務内容案

- ① 複数サービス等の一括提供
- ② 本市及び他自治体と連携した空家等対策の推進

指定の基準案

- ・ 大阪府内に主たる事務所又は従たる事務所を有すること。
- ・ 申請者が、空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、又は一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人であること。
- ・ 少なくとも宅地建物取引士、弁護士、司法書士及び建築士の資格を有する者が所属する法人であること。

今後の予定

令和7年度



令和8年度

- ・ 本協議会を踏まえて、条件を仮作成
- ・ 堺市に対して承認までの手順をヒアリング
- ・ 大阪住まい活性化フォーラムでの事業説明会に参加